

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）に基づく基準等の設定について（答申案）

（1）法第 12 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について【諮問 2. 関係】

飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に以下の内容を加える。

特定成猫（次の①～③のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に、顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業、展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

- ① 生後 1 年以上であること。
- ② 午後 8 時から午後 10 時までの間に、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。
- ③ 1 日の展示時間が合計 12 時間を超えないこと。

（2）法第 21 条第 1 項の規定に基づき、環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等について【諮問 4. 関係】

- 1) 第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等（販売業者、貸出業者及び展示業者が猫の展示を行う場合の展示時間）について、以下の内容を加える。

特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前 8 時から午後 10 時までの間において行うことを妨げない。

- 2) 細目事項（特定成猫の飼養又は保管）について、以下の内容を加える。
- ① 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。
  - ② 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
- 3) 細目事項（飼養施設における高齢猫の疾病等に係る措置）について、以下の内容を加える。

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後 11 年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。